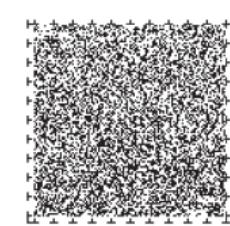


成人になる あなたへ

民法の改正により令和4年(2022年)4月1日から
成年年齢が18歳になりました



成人になると、自分の意思で様々な契約ができるようになります。その反面、未成年者契約の取消しができなくなるため、悪質業者のターゲットになることがあります。契約の知識を身につけ、自立した消費者を目指しましょう。



不安なときはひとりで悩まず

目黒区消費生活センター

令和6年2月

こんな相談が入っています！

ケース 1

賃貸アパートの契約をしたが、他に良い物件を見つけていたのでキャンセルしたい。

ケース 2

無料エステを受けた。このまま継続するよう勧められ高額な契約をしたが、やめたい。

ケース 3

ローンを組んでバイクを買った。支払いが大変なので解約したい。



ケース 4

SNSで知り合った人から絶対に儲かると誘われて暗号資産に90万円投資したが、お金を引き出せない。返してほしい。

ケース 5

SNSの広告を見てダイエットアプリをお試しで注文したら定期購入だった。

ケース 6

友人から「スマホで稼げる副業がある」と説かれ、60万円の情報商材を契約した。全く儲からない。

アドバイス

- ・商品やサービスを契約するときは、表示内容や利用規約をよく読み、内容を確認しましょう。
- ・「簡単に儲かる」など、うまい話は安易に信用しない。
- ・困ったときは、消費者生活センターに相談しましょう！

消費者トラブル防止に役立つ最新情報！



国民生活センター
LINE公式アカウント



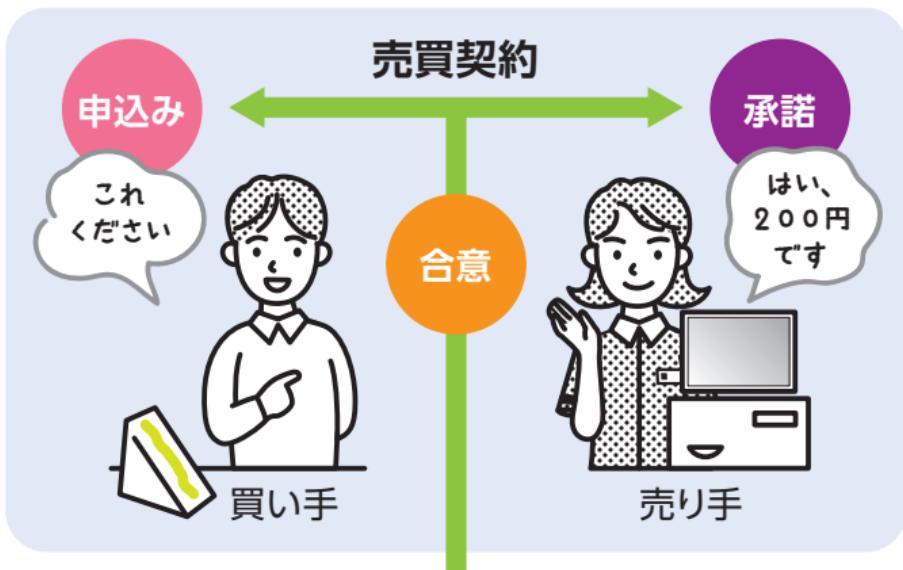
消費者庁 若者ナビ！
LINE公式アカウント

契約って？

なんだろう？

契約は、申込みと承諾の合意があれば、口約束でも成立します。契約が成立すると、お互いに権利と義務（法的な拘束力）が発生します。

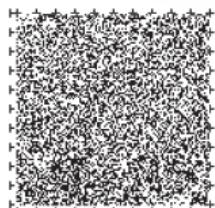
例えば売買契約の場合、買い手には商品を受け取る権利と代金を支払う義務、売り手には商品を渡す義務と代金を受け取る権利があります。



- ・商品を受け取る権利
- ・代金を支払う義務

- ・商品を渡す義務
- ・代金を受け取る権利

契約が成立したら
お互いに守らなければなりません
一方的にやめることはできません



契約書は、トラブルを避けるために
契約内容を残すものです。

なんだろう？

クリーリング・オフって？

クリーリング・オフは頭を冷やして（クリーリング）、契約をやめられる（オフ）制度です。消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できるものです。

クリーリング・オフを行うには、ハガキなどの書面

や電子メール等の電磁的記録で通知します。 クリーリング・オフ
通知の書き方

ハガキなどの場合は、証拠を残すため「特定記

録郵便」か「簡易書留」で送付します。電子メール等、電磁的記録の場合は、送付メール等を必ず保存します。

クリーリング・オフができる主な取引と期間 (特定商取引法)

期間	主な取引
8日間	訪問販売 ※キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む
	電話勧誘販売
	特定継続的役務提供 (エステ、美容医療、学習塾、パソコン教室、家庭教師、語学教室、結婚相手紹介サービス)
	訪問購入※押し買いともいう
20日間	連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)
	業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)

クリーリング・オフ期間が過ぎても勧誘や販売方法に問題があったら、契約の取消しができることもあります。



クリーリング・オフができない主な取引

通信販売
ネット通販を含む



店頭購入



現金支払い
3,000円未満



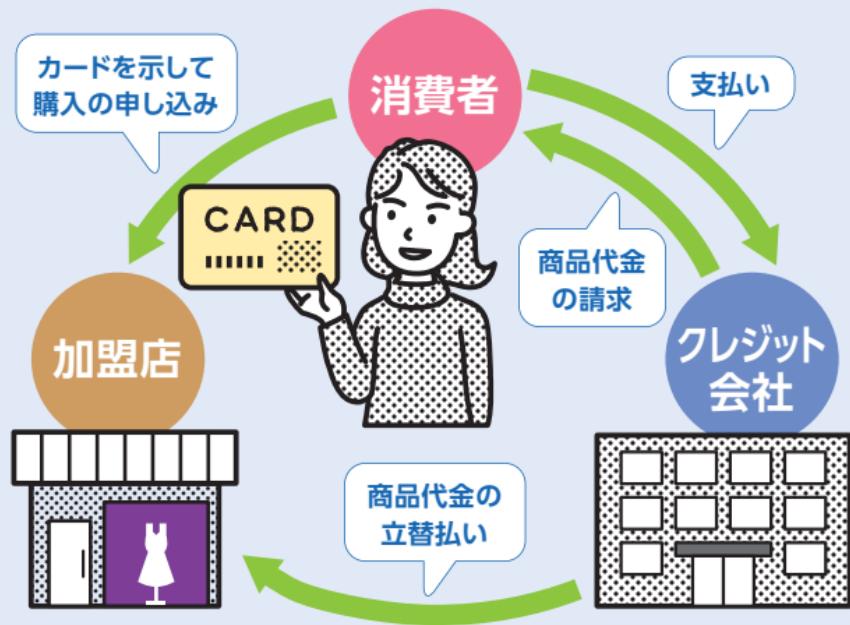
なんだろう？

クレジットカードって…

成人になると、クレジットカードを作ったり、ローンを組んで高額な買い物をすることができます。

クレジットカードの仕組み

クレジットカードを使って買い物をすると、クレジット会社が立替えて支払い、後日、消費者がクレジット会社にその代金を支払う仕組みです。



支払い方法には「翌月一括払い」「分割払い」「リボルビング払い（リボ払い）」があります。分割払いとリボ払いには手数料がかかるため、返済額は利用額より高くなります。

カード管理のポイント!

- ◇返済期日は厳守! ◇明細書は必ずチェック!
- ◇貸し借りしない! ◇暗証番号は他人に教えない!
- ◇紛失や不正利用がわかつたら、すぐにクレジット会社と警察に連絡!

クレジットカードを使うのは
クレジット会社に「**借金**」していること
クレジットは「信用」が大事!

消費生活センターに相談しよう！

- 専門の相談員が解決のための助言や情報提供を行ったり、他機関を紹介したりするほか、場合によっては事業者との間に入って話し合いのお手伝い(あっせん)をすることもあります。
- 目黒区在住・在勤・在学の方が対象です。
相談は無料、秘密は厳守します。
※電話相談の際には通話料金がかかります。

不安なときはひとりで悩まず



目黒区消費生活センター

相談専用電話

03-3711-1140

平日 9:30～16:30

(受付は16:00まで)

〒153-0063

目黒区目黒 2-4-36 目黒区民センター1階



「X(旧Twitter)、LINE」を配信しています

契約トラブルや悪質商法の事例、子どもを事故から守るための情報などをお届けしています。



ご登録はこちらから ➡

こちらからも相談できます

いや や

いやや！

消費者ホットライン **188**

局番なし